

# 愛知ミニバスケットボール連盟規約

## 第一章 総則

- 第1条 この連盟は愛知ミニバスケットボール連盟と称する。(英文名は、AICHI MINI BASKETBALL FEDERATION とし、その略称を「AMBF」とする。)
- 第2条 連盟は愛知バスケットボール協会、日本バスケットボール協会、東海ミニバスケットボール連盟、日本ミニバスケットボール連盟に登録する。
- 第3条 連盟は、事務所を次のところに置く。  
〒460 名古屋市中区千代田四丁目8番12号 Tel.052-321-3245
- 第4条 連盟は会員相互の親睦ならびにミニバスケットボール競技の普及発展を計るとともに、競技を通じ少年少女の健全な育成に寄与することを目的とする。
- 第5条 連盟は目的を達成するため次の事業を行う。  
1. 各種交歓大会、競技会の開催  
2. 各種講習会の開催  
3. その他目的達成のため必要な事業
- 第6条 連盟の事業年度は4月1日より翌年3月末日までとする。

## 第二章 会員

- 第7条 この連盟は愛知県内のミニバスケットボールチームを会員として組織する。
- 第8条 この連盟に入会せんとするときは定められた様式の申込書により連盟事務所に申し込み、理事会の承認を得ることを要する。
- 第9条 会員は、すべて定められた会費を納入する義務を負う。一度納入された会費は、原則として返済しない。

## 第三章 役員

- 第10条 連盟に次の役員を置く。  
会長 1名  
副会長 必要な人数  
顧問 必要な人数  
参与 必要な人数  
参事 必要な人数  
理事長 1名  
理事 必要な人数  
委員 必要な人数  
監事 2名  
評議員 会員1(チームに1名)
- 第11条 会長及び副会長は理事会において推薦し、評議員会で推戴する。  
会長は会務を総理し、連盟を代表する。  
副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。  
顧問は理事会の推薦により会長がこれを委嘱し、会長の諮問に応える。  
参与及び参事は、理事会の推薦により会長がこれを委嘱し、必要に応じ会務に参画する。  
理事長は理事の互選により選任し、連盟の事務を総理する。  
理事は評議員会の推薦により会長がこれを委嘱し、連盟の事務を分掌する。  
委員は理事会の推薦により会長がこれを委嘱し、専門とする事務を分掌する。  
監事は評議員会の推薦により会長がこれを委嘱し、連盟の会計を監査する。  
評議員は会員の実務代表者で連盟に関する重要な事項を審議決定する。
- 第12条 役員任期は2カ年とする。ただし、留任を妨げない。役員に欠員が生じた時はこれを補充する。補充役員任期は前者の残任期間とする。

## 第四章 会議

- 第13条 この連盟に次の機関を置く。  
1. 評議員会(議決機関)

2. 顧問会（諮問機関）
3. 企画委員会（企画立案機関）
4. 理事会（執行機関）

第14条 定例評議員会は毎年3月会長の召集により開催し当該年度の事業、決算の報告、審議、承認ならびに役員改選および次年度の事業計画、予算、その他の重要事項を審議決定する。

会長は必要に応じ臨時評議員会を開催する事ができる。

評議員会は評議員の過半数の出席（議長への委任状も含める）により成立し、会長が議長の任にあたる。

議事は出席者の過半数をもって決するが、可否が同数の場合は、議長にその決を委ねる。

第15条 顧問会は連盟の運営について重要な案件が生じた時会長が召集し、会長が議長の任にあたる。

第16条 企画委員会は連盟の事務遂行および連盟運営上の必要な企画立案をするため、理事長が委員長となりこれを召集する。

第17条 理事会は理事の事務執行上必要と認めた都度理事長の召集により開催し、理事長が議長の任にあたり、評議員会で決定された事項の具体的な運営方法について、検討、決定する。

議事は出席者の過半数をもって決する。

第18条 連盟の運営上、緊急を要する時に限り、理事会は、会長の承認を得て評議員会にかわって議決を行うことができる。ただし、決定された事項は次回の評議員会に報告しなければならない。

## 第五章 会計

第19条 連盟の経費は、会費、事業収入、補助金、寄付金およびその他の収入をこれにあてる。

第20条 この連盟の会計年度は第6条の事業年度に準ずる。

## 第六章 賞罰

第21条 会員またはその関係者が連盟の目的に対して功績が顕著と認められたときは、別に定める規定のもとに、これを表彰する。

第22条 ミニバスケットボールの健全な選手の育成と連盟の秩序を守るため、指導者（代表者、スタッフ等）及び全てのチーム関係者に次の行為があったと認められたとき、罰則を与えることができる。

- 1 指導者の子どもに対する暴力行為（言葉を含む）があったとき
- 2 その他、選手の育成に対し、明らかに不適当な行為があったとき
- 3 連盟の秩序を乱す行為に及んだとき
- 4 提出書類について、重大な誤りを犯したとき

第23条 罰則の内容については、理事会で審議し決定する。

## 第七章 付則

第24条 連盟規約は評議員の議を経てのみ改正することができる。

第25条 規約の執行上必要な細則は理事会の議を経て会長がこれを定める。

第26条 この規約は平成3年4月1日より施行する。

第27条 この規約は平成22年4月1日より施行する。

# 愛知ミニバスケットボール連盟加盟規定

## 第1条 (目的)

この規定は、日本ミニバスケットボール連盟加盟規定のほか愛知ミニバスケットボール連盟 (以下連盟という)の適正な運営のため、入会手続きなど必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2条 (チームの定義)

チーム代表者が同一であっても、監督、コーチ、マネージャー選手が異なるチームは、単独で組織されたチームとする。またチーム名において同一名称を使用しない。

## 第3条 (入会手続き)

連盟規約第8条に基づき入会するときは、加盟(変更)申込書(様式1)及び選手等登録書(様式2・3)に必要な事項を記入し、5月末日までに提出し、理事会の承認を得る。

## 第4条 (追加・変更)

1 加盟の追加申込は、東尾張、西尾張、東三河、西三河支部大会(兼 県大会選考)参加申し込み期限までとする。

また、記載等の変更も同様とし、様式1により行うこと。

2 選手等登録書の記載変更及び新規追加は、東尾張、西尾張、東三河、西三河支部大会(兼 県大会選考)参加申込期限までに行うこと。

## 第5条 (試合の出場選手)

1 選手等登録書に記載された役員、選手であれば、試合ごと自由にエントリーを変更できる。

2 試合のエントリーを変更する場合は、前ゲーム開始時刻までに手続きを行わなければならない。

3 変更の手続きを行わない場合は、参加申込時のエントリーと解する。

## 第6条 (選手等の保護)

加盟チームの、傷害保険等への加入はもとよりケガの未然防止と保護団体(保護者会、育成会)の組織を充実するように努めなければならない。

## 第7条 (会費)

規約第9条の会費は、1チーム12,000円とする。日本ミニバスケットボール連盟加盟費は含まない。

## 付 則

この規定は、平成5年4月1日より施行し、これ以前の慣例等はすべて削除する。

この規定は、平成9年4月1日から施行する。

この規定は、平成17年4月1日から施行する。

この規定は、平成19年4月1日から施行する。

この規定は、平成22年4月1日から施行する。

# 愛知ミニバスケットボール連盟 慶弔規定

## (目的)

第1条 この規定は、愛知ミニバスケットボール連盟(以下「本連盟」と言う)の慶弔にかかる一切についての基本事項を定め、以ってその円滑かつ適正な運営を目的とする。

## (適格)

第2条 この規定の適応を受けるものについては以下に定める。

- (1) 会長、副会長、顧問(名誉職も含む)
- (2) 参与、参事、監事
- (3) 理事長、副理事長、理事
- (4) 本連盟に功労があり、理事会で承認された者

## (慶事)

第3条 2条に規定する者の慶事については、以下に定める。

- (1) 国または地方公共団体から叙位叙勲褒章等を受ける場合は、速やかに理事会を開き、祝い金・祝電等、本会の対応を協議する。
- (2) (財)日本バスケットボール協会、日本ミニバスケットボール連盟、愛知バスケットボール協会、(財)日本体育協会、(財)愛知県体育協会、日本スポーツ少年団本部等から、もしくはバスケットボールに関する行為により褒章を受ける場合は、速やかに理事会を開き、祝い金・祝電等、本連盟の対応を協議する。

## (弔事)

第4条 2条に規定する者の弔事については以下に定める。

- |                        |                    |
|------------------------|--------------------|
| (1) 本人が死亡したとき          | 香典(1万円)、供花(1対)及び弔電 |
| (2) 配偶者が死亡したとき         | 香典(5千円)、供花(1基)及び弔電 |
| (3) 本連盟役員の父母、実子が死亡したとき | 香典(5千円)、供花(1基)及び弔電 |

## (連絡)

第5条 第3条、第4条に定める事項があった場合、関係当事者は必ず、理事長に連絡しなければならない。理事長は、速やかに理事会構成員に連絡しなければならない。

## (その他)

第6条 慶弔以外で社会通念上必要とされることが起きた場合は、速やかに理事会を開催し、協議決定しなければならない。

## 附則

この規定は、平成22年4月1日より施行し、これ以前の慣例等はすべて削除する。

# 愛知ミニバスケットボール連盟 表彰規定

(目的)

第1条 この規定は、愛知ミニバスケットボール連盟(以下「本連盟」という。)の発展のために顕著な功績をあげた者を表彰し、その功績を称えるためのものである。そのために表彰基準を明確にするものである。

(表彰の種類)

第2条 表彰の対象は、本連盟の発展に功績のあった以下の個人、または、団体とする。

- (1) 本連盟の役員、または、それに準ずる者。
- (2) 本連盟に所属するチームの指導者。
- (3) 本連盟の発展に寄与した団体。

(推薦基準)

第3条

(1) 永年功労表彰

- ① 本連盟の会長、副会長、理事長として通算5年以上になる者。
- ② 本連盟の役員として通算10年以上になる者。
- ③ 本連盟の支部協力員として通算15年以上になる者。

※ この表彰は、役員を退いた時に行うものとする。

(2) 指導者功労表彰

- ① チームの指導者として永年相当の功績を上げた者や、普及発展に寄与した者で各支部の推薦を得た者。

※ この表彰は、1回限りとする。

(3) 団体表彰

- ① ミニバスケットボールの普及発展に大きく寄与した本連盟に所属する団体を表彰する。

(表彰の決定及び方法)

第4条

- 1 表彰の決定及び方法は、理事会において該当者を推薦し、審査決定する。表彰は、選手権大会の表彰式の席上において行う。
- 2 支部は、前条に該当する候補者を推薦する場合は、別紙「推薦書」により提出するものとする。
- 3 永年功労表彰の推薦は、会長が推薦することができる。

附 則

本規定は、平成22年4月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。これ以前の慣例等はすべて削除する。